

議案第7号

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成30年2月20日

提出者 あきる野市長 澤井敏和

提案理由

第7期介護保険事業計画の策定に伴い、介護保険事業の安定、かつ円滑な運営を図るため、介護保険料率を改める必要がある。

あきる野市介護保険条例の一部を改正する条例

あきる野市介護保険条例（平成12年あきる野市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改め、同項第1号中「28,200円」を「28,320円」に改め、同項第2号中「33,600円」を「34,800円」に改め、同項第3号中「40,800円」を「42,000円」に改め、同項第4号中「49,200円」を「50,400円」に改め、同項第5号中「60,000円」を「62,400円」に改め、同項第6号中「67,200円」を「70,800円」に改め、同号ア中「という。）」の次に「（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項又は第36条の規定の適用がある場合には、当該合計所得金額から令第38条第4項に規定する特別控除額を控除して得た額とする。以下この項において同じ。）」を加え、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「69,600円」を「75,600円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「80,400円」を「86,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「82,800円」を「92,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第14号中「130,800円」を「138,000円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第13号中「122,400円」を「129,600円」に改め、同号を同項第14号とし、同項第12号中「115,200円」を「121,200円」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号中「104,400円」を「115,200円」に改め、同号イ中「第13号イ」を「第14号イ」に改め、同号を同項第12号とし、同項第10号中「102,000円」を「104,400円」に改め、同号イ中「又は第13号イ」を「、第13号イ又は第14号

イ」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(11) 次のいずれかに該当する者 110,400円

ア 合計所得金額が300万円未満である者であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であって、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

第3条第2項中「所得の少ない」を「前項第1号に掲げる」に、「前項第1号に該当する者の平成27年度から平成29年度まで」を「平成30年度から平成32年度まで」に改める。

第15条中「第1号被保険者」を「被保険者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成30年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第3条の規定は、平成30年度以後の年度分の保険料について適用し、平成29年度分までの保険料については、なお従前の例による。